

◎新潟県選挙管理委員会告示第139号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第45条第2項の規定により、平成24年12月30日執行の新潟県議会議員新潟市南区選挙区補欠選挙における点字投票に使用する投票用紙を次の様式により調製し、白色の用紙に青色のインクで印刷するものとし、かつ、これに押すべき新潟県選挙管理委員会の印及び点字投票である旨の表示は、青色のインクで刷り込むものと定めた。

平成24年12月21日

新潟県選挙管理委員会

委員長 嵐 嘉 明

<p>候補者氏名</p>	<p>平成二十四年十二月三十日執行 新潟県議会議員新潟市南区選挙区 補欠選挙投票票</p> <p>○ 注意 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p> <p>印</p>
--------------	---